

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	経済戦略局産業振興部企業支援課 (06-6264-9834)
処分課（担当）名	公益財団法人大阪産業局（指定管理者）
処分の名称	大阪産業創造館の使用料減免
概 要	大阪産業創造館条例では、市長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができますと定めています。
根拠法令等 及び条項	大阪産業創造館条例第10条第1項 大阪産業創造館条例第11条 大阪産業創造館条例第12条 大阪産業創造館条例別表 大阪産業創造館条例施行規則別表 http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html
審査基準	使用料の減免の対象となるのは、大阪産業創造館条例第10条第1項及び第11条に規定する以下の使用料 ○施設使用料 ○備品使用料 使用料の減免を受けるには、次に掲げる要件のいずれかに該当することが必要。 (1) 本市が、大阪産業創造館条例第3条各号に規定する事業のために使用するとき (2) 市長が公益上の必要その他特別な事由があると認めるとき
標準処理期間	5日
経由日数	なし
提出先	公益財団法人大阪産業局（指定管理者）
提出時期	使用許可申請書提出時
提出方法	使用許可申請書提出時に使用料減免申請書を公益財団法人大阪産業局へ提出します。
手数料	なし
相談窓口	公益財団法人大阪産業局（指定管理者）
ホームページ	https://www.sansokan.jp/
備 考	